

「京都市動物園サポーター制度」提案型サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市動物園サポーター制度要綱第2条第4号に規定する提案型サポーター制度について、その取扱を定めるものである。

(要件等)

第2条 提案型サポーターの支援内容及び支援方法については、事業者等からの提案に基づき、事業者等及び動物園が協議のうえ決定する。

(手続)

第3条 申請手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申請

支援を行おうとする者（以下「申請者」という）は、「京都市動物園サポーター制度提案型サポーター制度申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、支援内容の概要が分かる資料を添付して、提出する。

(2) 認定

ア 支援内容や方法等については、申請者及び動物園が協議のうえ決定するものとし、動物園が必要と認める場合は内容等について条件を付すことができる。

イ 次の各号のいずれかに該当する申請については、認定しない。

- (ア) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (イ) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (ウ) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (エ) 選挙に関するもの
- (オ) 政治性のあるもの
- (カ) 宗教性のあるもの
- (キ) 社会問題についての意見に関するもの
- (ク) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (ケ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (コ) その他動物園のイメージを損なうおそれのあるもの

(3) 通知

認定を行ったときは、「提案型サポーター制度認定通知書」（様式第2号）により申請者に通知する。

(4) 寄付金等の納付

申請者は、提案型サポーター制度に係る寄付金等について、京都市が発行する納付書により、指定する期日までに納付する。

(申請を受理しない業種及び事業者)

第4条 提案型サポーター制度において、支援内容が広告事業に類するものについては、次の各号に該当する者からの申請は受理しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律に規定する通信販売、訪問販売を専ら行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている事業者
- (11) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (12) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者
- (13) ペットショップ、葬儀・墓地・墓石関連事業者（動物関連も含む）等、京都市動物園になじまない業種

（内容の変更）

第5条 申請者は支援内容や方法等について変更があるときは、動物園に報告しなくてはならない。この場合において、動物園は申請者に対して再申請を求める場合がある。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、自己の都合により申請を取り下げることができる。ただし、申請の取下げに係る一切の費用等は、申請者が負担するものとする。

（特典等）

第7条 提案型サポーター制度により、寄付を行った者（以下「寄付者」という。）で、希望する者は、動物園ホームページに名称を掲示する。

2 前項に定めるもののほか、市長は、寄付者に対し、顕彰を行うことができる。

（申請者の責務）

第8条 申請者は、支援内容や方法等について一切の責任を負うものとする。

(費用の返還)

第9条 いかなる場合であっても既納の寄付金等の返還は行わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、提案型サポーター制度の事務取扱に関し、必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日決定）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。